

鳥取県手話検定等受験料助成事業費補助金募集要領

令和6年4月1日
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

令和6年度分の「鳥取県手話検定等受験料助成事業費補助金」の交付を希望する者を次のとおり募集します。

1 目的

本補助金は、県民等が負担する手話検定等受験料に支援を行うことによって、手話の普及を行い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すことを目的としています。

(注) 手話検定等：社会福祉法人全国手話研修センターが行う手話検定試験又は特定非営利活動法人手話技能検定協会が行う手話技能検定

2 募集期間

1 募集期間	予算の範囲内で随時募集 ※原則、先着順
2 最終提出期限	令和7年2月28日

※交付は1人1級につき1回とします。

3 申請方法

補助金交付申請書を作成し、最終提出期限までに郵送、持参のいずれかの方法により、1部を社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会に提出してください。

なお、申請に必要な書類の様式は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会のホームページ(<https://www.tottori-wel.or.jp/p/soumu/4/1/>)からダウンロードできます。

4 交付要件及び補助額

1 補助対象者	(1) 手話検定等を受験する県民 (2) 手話検定等を受験する県民で構成する団体 (3) 手話検定等を受験する者が所属する鳥取県内に事業所を置く企業、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の事業者
2 補助対象経費	手話検定等受験料(令和6年1月から令和6年12月までに受験したものに限り)の額から当該補助金以外の当該事業に伴う収入を控除した額
3 補助率	1/2

5 補助対象者の選定方法

原則として先着順とします。なお、同着で一方を選択する場合は、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会会長による抽選とします。

6 申込・問合せ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 総務部
電話：0857-59-6331
ファクシミリ：0857-59-6340
メール：soumu@tottori-wel.or.jp

鳥取県手話検定等受験料助成事業費補助金

【事務の流れ】

